様式第５号（表）

令和　　　年（　　　　　年）　　　月　　　日

西宮市上下水道事業管理者　　様

申込者

住所又は所在

氏名又は名称等

㊞

 ( )

連絡先電話

直結増圧方式の維持管理に関する誓約書

直結増圧方式による給水装置の維持管理について、下記のとおり誓約いたします。

１　建物の所在地、名称、管理人

(1) 建物所在地

 西宮市　　　　　　　　　　　　　町　　　　　　　丁目　　　　　　　番　　　　　　　号

(2) 建物名称

(3) 管理人（建物設備全般を管理する業者、団体（組合）等を含む。）

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　（　　　　　）

２　水道使用者等への周知及び異議申し立て

増圧装置について水道使用者等に周知し、関連事項に係る異議申立等を一切上下水道局に申し立てしません。

（１）　停電や故障により機器が停止したとき、または制限給水等により一時的な断水や、水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときには、非常用給水栓を使用します。

なお、非常用給水栓の水道使用料支払いについては、当方の責任において行います。

（２）　直結増圧方式は受水槽のような貯留機能がないため、上下水道局の配水管布設替工事及びメータ取替工事等の場合には、一時的に断水になることを予め承諾します。

３　水道工事における管理人等の立会い

前項１-⑵の配水管布設替工事に伴う給水引込管の切替え及び上下水道局のメータ取替工事の場合は、上下水道局の指示に従い、管理人等を現地に立ち会わせ、増圧装置の機器停止、復帰並びに警報器の解除及び復帰等の操作を工事に支障のないよう、当方の責任のもと、当方の費用負担において行います。なお管理人等が現地に立ち会わない場合は、全て当方の責任のもと、当方の費用負担において行います。

４　定期点検等

増圧装置及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、１年以内毎に１回以上の定期点検を保守点検業者により実施するとともに、必要に応じて適宜維持管理、保守点検及び修繕等を行います。

次ページ有

５　損害の補償

増圧装置に起因して、逆流または濁水等が発生し、上下水道局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合においては、当方の責任のもと、当方の費用負担において補償いたします。

６　管理人等の変更の届出及び誓約事項の継承

給水装置の所有者及び管理責任者又は保守点検業者に異動または変更が生じたときは、速やかに上下水道局に届け出るとともに、この誓約書のすべての内容を継承します。

７　メータの管理等

上下水道局貸与メータは、善良なる管理者の注意をもって管理し、メータ点検等に支障のないようにいたします。

８　法令の遵守

水道法、同施行令、同施行規則、西宮市水道事業給水条例、同施行規程等に規定する給水装置の管理義務を遵守するとともに、第１止水栓より給水栓側（宅地内側）は、当方の責任のもと、当方の費用負担において的確に維持管理（漏水の防止、修繕工事等を含む）を行います。

９　配水管水圧の変動に伴う機器類不作動時等の異議申し立て

配水管網の変更若しくは上下水道局の配水管管理等に基づく配水管水圧の変動により、機器類が作動しない場合においても、上下水道局に一切の異議申し立ていたしません。

10　紛争の解決

上記の条件を関係者に周知し、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局には、一切の異議申し立ていたしません。

11　既設配管の使用

既設の装置を使用し、直結増圧方式に改造した場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者等の責任のもと、所有者（設置者）又は使用者等の費用負担において解決します。

12　機器等の維持管理

増圧装置に係る故障等の異常時には迅速に対応し、的確に機器等の維持管理、修繕等を行うものとして以下のとおり指定します。

（１）管理人（建物設備一般を管理する業者、団体（組合）等を含む。）

　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　氏名（名称等）

　　　　　　　連絡先電話　　　　（　　　　）

（２）保守・点検業者

　　　　　指定給水装置工事事業者　　　　　　　　　　　②増圧装置及び逆流防止装置の管理業者

　　　　　　　住所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　氏名（名称等）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称等）

　　　　　　　連絡先電話　　　　（　　　　）　　　　　　　　　　　　連絡先電話　　　　　　（　　　　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※上下水道局事務処理記入欄 | 給水装置番号 | 第　　　　　　　　　　号 |